

 **旭警察署生活安全ニュース** 令和5年6月号
旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

 **刑法犯の発生状況** 令和5年1月～5月

	令和5年	令和4年	増減
特殊詐欺	23	19	+4
空き巣	7	2	+5
車上ねらい	9	21	-12
部品ねらい	24	15	+9
自動車盗	6	2	+4
オートバイ盗	17	14	+3
自転車盗	52	24	+28
強制わいせつ	3	2	+1
強盗	0	0	±0
ひったくり	0	0	±0
器物損壊、忍込み等	187	159	+28
総件数	328	258	+70

●強盗対策について

新聞やニュース等で報道されているとおり全国規模の強盗事件が多発しています。最近の強盗事件は、特殊詐欺グループ等がSNSにて闇バイトとして実行犯を募集し、犯行を指示しており、犯罪者の層を広げています。また、犯罪の手口が荒くなり、命の危険にさらされる状態になってきました。命を守るために、まずは自宅に侵入されないよう防犯カメラを設置したり、窓ガラスを強化することが有効です。

宅配業者やリフォーム業者を装い、自宅に侵入しようとするケースもありますので、むやみに扉を開けることなくインターフォン越しの対応をし、少しでも不審に感じた際はすぐに警察に通報してください。また、タンス貯金等で自宅に現金を保管していると特殊詐欺や強盗の被害を受ける可能性が高まります。自宅に必要以上の現金を保管せず、他人に現金の保管状況を絶対に伝えないようにしてください。

⊙ **特殊詐欺の発生状況** 令和5年5月末

神奈川県内

	令和5年	令和4年	増減
件数	826	635	+191

令和5年 被害金額 約16億5000万円

旭区内

	令和5年	令和4年	増減
件数	23	19	+4

令和5年 被害金額 約3100万円

☆旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

みんなであつろう! 安全・安心の街 旭!

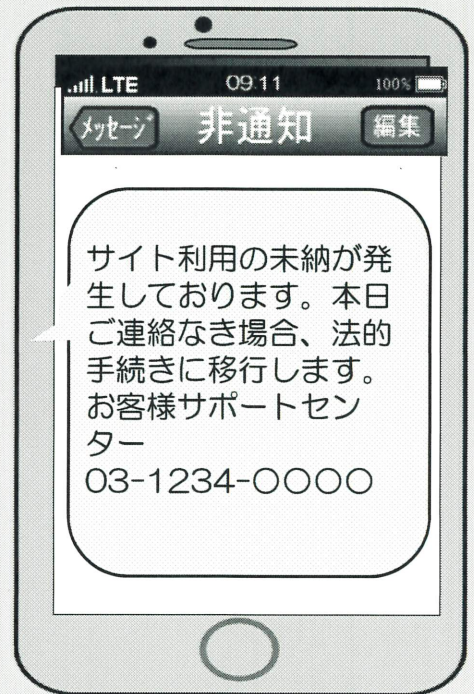
旭警察署からのお願い

パソコンの

- ・画面に警告画面が出た
- ・画面が動かなくなった

携帯電話のメールなどに

- ・身に覚えのない請求がきた



これらは全部 **サギ** です!

表示された番号に電話すると、電子マネー等を購入することを言われるので、電話をしないで下さい。



神奈川県旭警察署生活安全課防犯少年係

「ながら見守り」は、住民のみなさんが、日常生活や事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行う活動です。

決まり事はありません。

一緒に地域の子供の安全を見守りませんか？



ながら

買い物をし ながら

見守り

犬の散歩をし ながら

できる時に
できることを
できる人が
できるところで
危険なく

ウォーキングし ながら

ランニングをし ながら

水やりをし ながら

県警では、不審者出没情報等、見守り活動に役立つ情報を「ピーガルくん子ども安全メール」や「Yahoo! 防災速報」、「ツイッター」等を通じて配信しています。ご活用ください。

登録者受付中

神奈川県警察からメール配信中

ピーガルくん子ども安全メール

身近な犯罪情報をメールで送ります。

YAHOO! 防災速報
JAPAN

iPhone 版

Android 版

App Store からダウンロード

ANDROID アプリ Google play

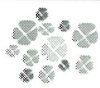


犯罪抑止対策室

旭警察署

045-361-0110

Twitter



旭警察署交通ニュース 令和5年6月号



◎5月末の事故状況前年対比

※速報値

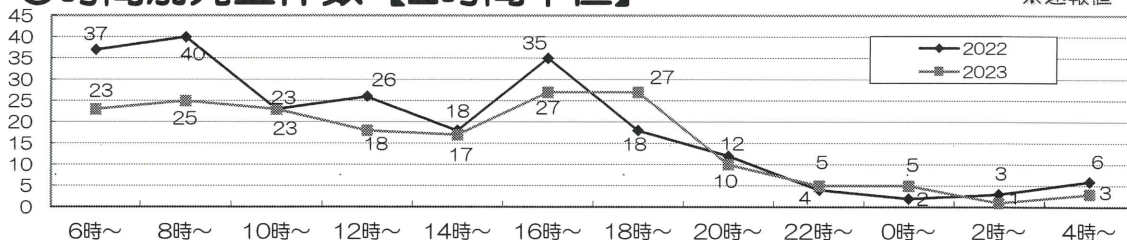
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2023年	184	0	10	192	202
2022年	224	0	11	242	253
前年比	-40	±0	-1	-50	-51



2023年月別 事故発生件数	1月	2月	3月	4月	5月
	34	40	46	39	25

◎時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎事故類型別件数

※速報値

事故類型	2022			2023		
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	17	0	17	0	25
	その他	36	0	37	0	32
車両相互	すれ違い時	3	0	5	0	5
	出会い頭	17	0	19	0	8
	右折時 その他	13	0	13	0	10
	右折時 右折直進	28	0	30	0	23
	左折時	5	0	5	0	6
	正面衝突	5	0	5	0	1
	車両相互その他	31	0	33	0	36
	追突	50	0	69	0	41
	追越追抜き時	7	0	7	0	5
	車両単独	12	0	13	10	0
合計	224	0	253	184	0	202

夏の交通事故防止運動

令和5年7月11日(火)から同年7月20日(木)までの10日間

「交通ルールを守って 夏を楽しく安全に」

過労運転・無謀運転の防止

こまめな休憩、危険を予測した運転、職場での安全運転管理の徹底

二輪車交通事故防止

ヘルメット、プロテクター、エアバックジャケットの着用、反射材の活用

自転車交通事故防止

ヘルメットの着用、夜間の前照灯の点灯、反射材の活用

自転車の点検整備、自転車損害賠償責任保険等の加入

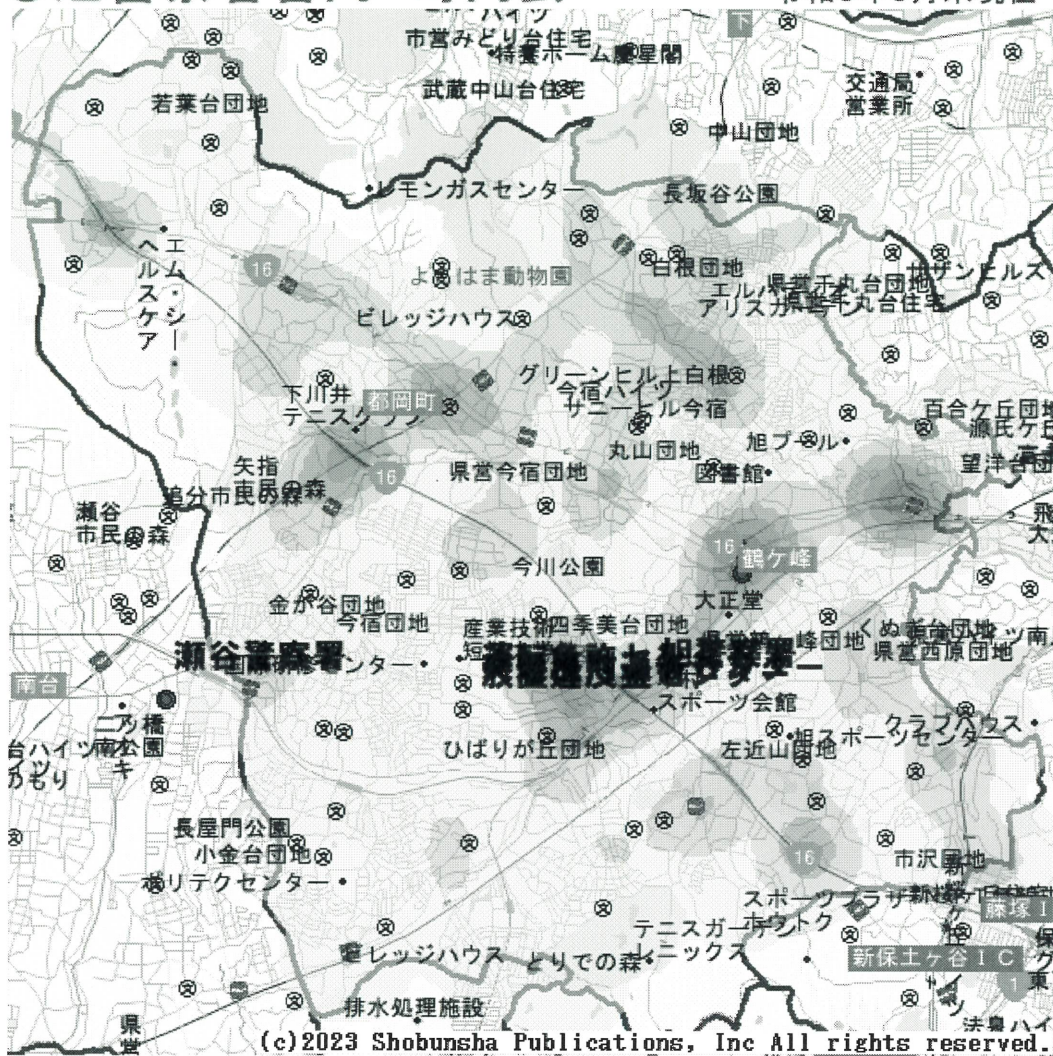


二輪車交通事故防止強化月間

令和5年6月1日(木)から同年6月30日(金)

◎旭警察署管内 町内会

令和5年5月末現在



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	2	+2	1	0	1	1
鶴ヶ峰	25	-5	9	4	0	12
白根	13	+5	4	1	0	9
旭北	15	+3	6	2	2	2
上白根	10	-1	5	2	0	6
今宿	15	-1	3	5	0	7
川井	33	-12	11	3	3	6
若葉台	3	+1	1	0	0	1
笹野台	3	+1	2	1	0	2
希望が丘	3	-4	1	1	0	1
希望が丘東	6	-3	4	1	1	2
希望が丘南	4	-2	2	0	1	1
さちが丘	3	-3	1	1	0	1
万騎が原	4	-2	1	1	0	3
二俣川	14	-9	4	4	0	4
二俣川ニュータウン	2	-1	2	0	0	0
旭中央	6	0	2	0	0	1
旭南部	7	-7	1	3	0	3
左近山	4	0	3	0	1	1
市沢	12	-2	4	0	2	2
総計	184	-40	67	29	11	65

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（5月中：2件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
5月22日	白根三丁目	店舗併用住宅	台所3㎡、魚焼きロースター、炊飯器、ガステーブル他、雑物焼損	こんろ
5月22日	上川井町	作業場	コンデンサ、電流計及び電気配線各焼損	コンデンサ

（備考）令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

各年の1月1日から同年5月31日（現在）

	項目 区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災状況	火災件数(件)	20	22	△2	328	296	32
	焼損床面積(㎡)	213	137	76	3,060	2,555	505
	死者(人)				7	8	△1
	負傷者(人)	3	2	1	44	57	△13
救急状況	救急件数(件)	6,330	6,286	44	95,990	94,236	1,754
	1日当たりの出場件数(件)	41.9	41.6	0.3	635.7	624.1	11.6

（備考）令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

～令和5年度も充足率100%を目指します!～

消防団員募集!!



◇令和4年度、旭消防団は6年ぶりに消防団員充足率100%を達成しましたが、年度切替えにより、新たに欠員が発生しています。

◇旭消防団への入団は、今がチャンスです！是非、一緒に活動しましょう！

◇消防団は、地域の人たちが、普段は本来の仕事や学業をしながら、自らの地域を自らの手で守る活動をしています。
特に大規模災害発生時には、地域に密着した消防団の活躍が期待されています。

◇入団資格 ① 18歳以上の区内在住・在勤・在学者
② 事前の知識や経験は必要ありません。



それぞれのご都合に合わせて、無理のない範囲で活動が可能です。

～あなたを支え あなたに支えられ バトンを繋ぐあなたを待っています～

令和5年町丁別火災発生状況

令和5年1月1日から同年5月31日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	3	2			1
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	2	2			
	白根三丁目	1	1			
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目	1				1
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町	1				1	
四季美台						
今川町	1	1				
今宿東町						
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘	2	2			
	中希望が丘	1	1			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町	1	1			
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町	1	1			
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山	1	1			
1件	万騎が原					
	大池町					
	柏町					
若葉台	上川井町	1	1			
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
1件	若葉台四丁目					
市沢	市沢町	1	1			
	三反田町					
	小高町					
今宿	1件					
	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目	1	1			
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目	1	1			
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
中尾一丁目						
中尾二丁目						
2件	矢指町					

合計	20件	建物	車両	林野	その他
		16	1	0	3

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	5月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		1
白根地区町内会自治会連合会		3
旭北地区連合自治会	1	1
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		
川井地区町内会自治会連合会	1	2
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		2

自治会・町内会	5月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		1
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		1
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等		6
合計	2	20

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年度非課税世帯）について

1 給付金の概要

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に給付金を支給します。

(1) 対象世帯	令和5年6月1日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税となる世帯
(2) 支給額	1世帯あたり 3万円（1回限り）
(3) 申請受付期間	令和5年 7月19日から令和5年10月18日まで（必着）

2 申請手続

申請手続は、対象世帯の状況により異なります。

対象世帯の詳細については、別添チラシをご参照ください。

令和5年度住民税非課税世帯	申請手続	対象世帯の状況	該当する主な世帯
必要		「確認書」が届く世帯	前回の給付金（5万円）を <u>世帯主以外の口座で受給</u> している等の世帯
		「申請書」の提出が必要な世帯	前回の給付金の受給の有無にかかわらず、令和5年1月2日以降に市外から転入した人がいる等の世帯
不要		「支給のお知らせ」が届く世帯	前回の給付金（5万円）を <u>世帯主の口座で受給</u> している世帯

3 本給付金に関するお問合せ

地域の方からご相談がありましたら、コールセンターや各区の申請サポート窓口をご案内ください。

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

電話：0120-045-320 FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

【9時から19時まで。土日祝を除く。】

英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語に対応しています。

(2) 申請サポート窓口

申請書類の配布や記入支援、制度に関するお問い合わせ対応を行う窓口を

7月3日(月)から各区役所内に開設します。

【9時から17時まで。土日祝を除く。】

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

永井、叶野

電話：671-4754 FAX：664-4739

横浜市

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (令和5年度非課税世帯)のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯

非課税世帯

令和5年6月1日時点で横浜市に住民登録があり
世帯全員の令和5年度※「**住民税均等割が非課税**」の世帯
※令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に得た収入が対象

手続きが
必要な世帯

「**確認書**」が届く世帯
「**申請書**」の提出が**必要**な世帯

手続きが
不要な世帯

「**支給のお知らせ**」が届く世帯

詳しくは裏面へ

住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は**支給対象外**です。

**対象外
世帯の例**

- ・同居・別居を問わず、親(課税者)に扶養されている一人暮らしの学生
- ・同居・別居を問わず、子ども(課税者)に扶養されている方の世帯
- ・別住所にて単身赴任している夫(課税者)に扶養されている妻と子のみの世帯

給付金の支給額

3万円(1世帯あたり)

「**確認書**」「**申請書**」の申請期限 **令和5年10月18日(水)(必着)**

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

給付金の申請手続き

手続きが**必要**な世帯

「確認書」が届く世帯

- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を世帯主の口座以外で横浜市から受給した世帯
- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を横浜市から受給しなかった、かつ、令和5年1月1日以前から横浜市に世帯全員の住民登録がある世帯

➡ 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和5年1月2日から6月1日までに市外から転入した方がいる世帯
- 令和5年度非課税相当であっても、市民税・県民税の申告を行っていない方がいる世帯
- 令和5年6月1日までに扶養者と離婚、または死別などにより、被扶養者だけが残った世帯

➡ 横浜市ウェブサイトからダウンロード、または区役所で申請書を受け取り、必要書類と一緒に**郵送**で提出してください。

手続きが**不要**な世帯

「支給のお知らせ」が届く世帯

- 令和4年度に緊急支援給付金(5万円)を世帯主の口座で横浜市から受給した世帯

➡ 記載内容に変更がない場合、**手続きは不要**です。世帯主の口座に給付金を振込みます。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間：9:00～19:00 ※土日祝を除く

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付期間：7/3～10/18

月～金曜日：9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。



地域福祉保健計画に基づく 「市民主体の身近な施設整備」の支援制度のご紹介について

地域福祉保健計画（地区別計画）に基づく「市民主体の身近な施設整備」の支援制度を令和5年度より開始しました。制度概要を記載したチラシを作成しましたので情報提供いたします。

施設整備をきっかけに、地域の皆様で取り組む身近な課題解決につなげていくとともに、地域の活動がより広がっていくことを目指していますので、ぜひ、この制度をご活用ください。

1 制度の概要

(1) 対象となる取組

地域福祉保健計画（地区別計画）に基づく取組

(2) 対象となる団体

自治会町内会（連合や単会）のような地域活動を行う組織

(3) 支援の内容

ア まちづくり活動支援

- ・事前相談：区役所や地域まちづくり課の職員が相談に応じます
- ・グループ登録後：団体へのまちづくり専門家の派遣、専門家によるアドバイス等

イ 施設整備

- ・施設整備にかかる費用 最大100万円（9割助成）
例：交流施設のスロープや手すり、子ども食堂のためのキッチン整備など

2 支援と整備の流れ

事前相談 → グループ登録 → 整備に向けた検討 → 整備費の交付申請 → 整備

- ・整備費の交付申請を行った場合は、その年度内で整備する必要があります。
- ・本制度は次年度以降も継続を予定していますので、次年度での整備も可能です。
なお、次年度の整備をご検討中であっても、今からの相談が可能です。

<参考>

支援制度の詳細は、横浜市ホームページに掲載

身近な施設整備 横浜市

検索



担当：都市整備局地域まちづくり課 大嶽、大橋
Tel 045-671-2696

旭共募発第10号
令和5年6月19日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和5年度共同募金運動資材調査について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染が続く中、共同募金運動の実施に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

募金運動資材に関するアンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、これまでは各地区連合自治会町内会長に資材数のとりまとめをお願いしていましたが、今年度から各自治会町内会長より事前アンケートにご回答をいただくことに変更いたしたく、よろしくをお願いいたします。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況等によって、実施に変更がある場合には別途ご連絡いたします。

1 依頼内容

次の書類(以下4種類)が入った封書を、各自治会町内会長あてに送付いたします。

(1) 各自治会町内会長あて封書内容

- ①自治会町内会長あて依頼文
- ②令和5年度 戸別募金関連資材アンケート
- ③令和5年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明
- ④返信用封筒

(2) アンケートの提出期限

【受付期限】 令和5年7月21日（金）

【提出方法】 FAX または同封の返信用封筒、メールにてご提出ください。

アンケートのデータをご希望の場合はお手数ですが、下記事務局へご連絡ください。

※ご提出のない場合は、各自治会町内会長あてに昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

(3) 資材発送日

令和5年9月下旬（予定）

【事務局】 共同募金会旭区支会
（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地

電 話：392-1123

FAX：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

旭共募発第 号
令和5年6月19日

各自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和5年度共同募金運動資材調査について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染が続く中、共同募金運動の実施に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

募金運動資材に関するアンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、これまでは各地区連合自治会町内会長に資材数のとりまとめをお願いしておりましたが、今年度から各自治会町内会長より事前アンケートにご回答をいただくことに変更いたしたく、よろしくをお願いいたします。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況等によって、実施に変更がある場合には別途ご連絡いたします。

1 依頼内容

『令和5年度 戸別募金関連資材アンケート』のご提出をお願いいたします。

(1) 各自治会町内会長あて封書内容

- ①本状
- ②令和5年度 戸別募金関連資材アンケート
- ③令和5年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明
- ④返信用封筒

(2) アンケートの提出期限

【受付期限】令和5年7月21日（金）

【提出方法】 FAX または同封の返信用封筒、メールにてご提出ください。

アンケートのデータをご希望の場合は以下へご連絡ください。

※ご提出のない場合は、各自治会町内会長あてに昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

(3) 資材発送日

令和5年9月下旬（予定）

【事務局】 共同募金会旭区支会
（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地

電 話：392-1123

FAX：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

NO.《No》《自治会・町内会》様

記入者名：_____

連絡先：_____

【送付先】

共同募金会旭区支会 事務担当：菊地

FAX：045-392-0222

Mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

7月21日(金)までにご提出ください。

令和5年度 戸別募金関連資材アンケート

※未記入の場合は、前年度送付数と同数を自治会町内会長あてにお送りさせていただきますので、ご了承ください。

No.	配布内容	前年度送付数	今年度希望部数
自治会町内会用			
1	募金用(郵便局)払込用紙	《払込用紙》枚	
2	PR用ポスター (掲示板用)	《掲示物》枚	
班長・組長様用			
3	戸別募金(封筒募金)の取り扱いについて	《班数》枚	
4	委嘱状・ボランティア証	《班数》枚	
各世帯配付用			
5	共同募金のお願い【あさひだより】 (世帯配布用)	《希望数》枚	
6	募金専用封筒 (ご希望数)	《希望数》枚	
その他(ご希望があればご記入ください)			
7	赤い羽根 (ご希望数)	《希望》シート	
8	ありがとうステッカー (ご希望数)	《希望》シート	
9	領収書 (ご希望数)	《希望》冊	

資材配送先(選択・ご記入ください)

①自治会町内会長宅

②その他(以下に送付先をご記入ください)

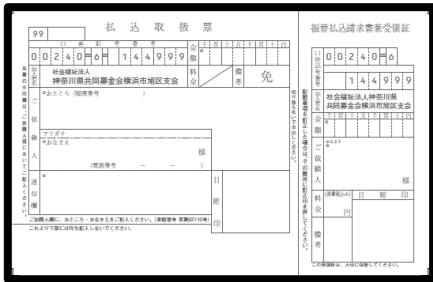
住所	(〒 -) 旭区
氏名	
TEL	

ご記入いただきありがとうございました。

令和5年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明

（※一部の写真は昨年度以前のものです）

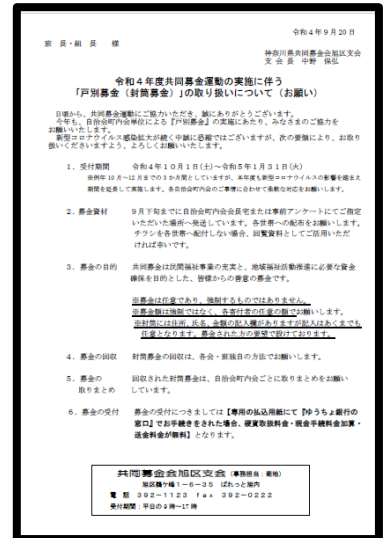
①募金用(郵便局)払込用紙
集められた募金を送金する際にご使用いただく払込用紙です。
(令和4年度より青色に変更)



②PR用ポスター
共同募金運動を呼びかける、掲示板に掲示するポスターです。



③個別募金(封筒募金)の取り扱いについて
戸別募金の取り扱いについて記載した案内です。



④委嘱状・ボランティア証
各世帯に募金を依頼する際に携帯する、ボランティアの証明書です。



⑤共同募金のお願い【あさひだより】
各世帯の皆様へ共同募金へのご理解を深めていただくためのリーフレットです。



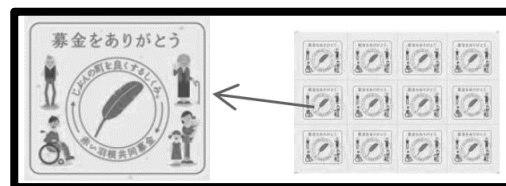
⑥募金専用封筒
各世帯に配布し、募金をお入れいただくための封筒です。



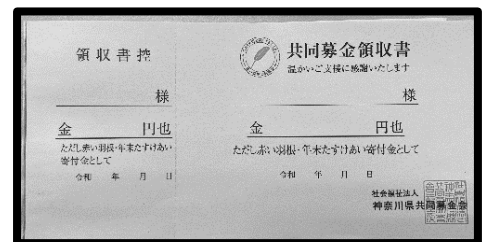
⑦赤い羽根
募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする、共同募金のシンボルです。(1シート100本入り)



⑧ ありがとうステッカー
募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする、共同募金のシンボルです。(1シート12枚入り)



⑨領収書
募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする領収書です。(1冊50枚綴)



地区連合自治会町内会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長
旭 区 長

自治会町内会向け大都市制度研修会の開催について（ご案内）

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

一方で、特別市を実現するためには、法制化が必要となります。法制化にあたっては、市民の皆様特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。そこで、特別市に関する理解促進、実現に向けての機運醸成のため、旭区の自治会町内会の皆様を対象に、研修会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、各自治会町内会の参加者の取りまとめにご協力ください。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

1 開催概要

- (1) 日時：8月23日(水) 19時～20時30分（18時45分開場）
- (2) 場所：旭公会堂（旭区役所4階）
- (3) 内容：山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象：自治会町内会活動を担っていただいている皆様（役員・各種委嘱委員等）

2 依頼事項

各地区連合自治会町内会で参加者を取りまとめいただき、7月31日(月)までにお申込みをお願いします。

※ 「特別市」についての理解を深めていただくため、各地区連合自治会町内会から10～30名程度のご参加をお願いします。

3 申込方法

電子申請システム（右下の二次元コード）又は申込書（別紙）にてご回答ください。

4 申込書提出先（申込書により回答する場合）

旭区区政推進課企画調整係

（FAX：951-3401、メール：as-kikaku@city.yokohama.jp）



二次元コード

5 参考資料

横浜市が目指す「特別市」

問合せ先

【大都市制度に関すること】

政策局制度企画課 橋本・鈴木

電話 671-2952

【本研修会の申込みに関すること】

旭区区政推進課 松永・佐藤

電話 954-6026

令和5年6月19日

自治会町内会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長
旭 区 長

自治会町内会向け大都市制度研修会の開催について（ご案内）

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

一方で、特別市を実現するためには、法制化が必要となります。法制化にあたっては、市民の皆様が特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。そこで、特別市に関する理解促進、実現に向けての機運醸成のため、旭区の自治会町内会の皆様を対象に、研修会を下記のとおり開催いたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

1 開催概要

- (1) 日時：8月23日(水) 19時～20時30分（18時45分開場）
- (2) 場所：旭公会堂（旭区役所4階）
- (3) 内容：山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象：自治会町内会活動を担っていただいている皆様（役員・各種委嘱委員等）

2 申込方法・申込先

- (1) 地区連合に加入している自治会町内会
各地区連合自治会町内会内で調整のうえ、参加者の選出にご協力をお願いいたします。
※ 各地区連合自治会町内会から10～30名程度のご参加をお願いしています。
※ 各地区連合自治会町内会長が取りまとめ後、7月31日（月）までに旭区区政推進課に申込書をご提出いただくこととしています。
- (2) 地区連合未加入の自治会町内会
電子申請システム（右下の二次元コード）又は申込書（別紙）にてご回答ください。
申込書提出先（申込書により回答する場合）
（FAX：951-3401、メール：as-kikaku@city.yokohama.jp）
※ 各自治会町内会から2名を上限とし、ご参加いただけます。



二次元コード

3 参考資料

横浜市が目指す「特別市」

問合せ先	
【大都市制度に関すること】 政策局制度企画課 橋本・鈴木 電話 671-2952	【本研修会の申込みに関すること】 旭区区政推進課 松永・佐藤 電話 954-6026

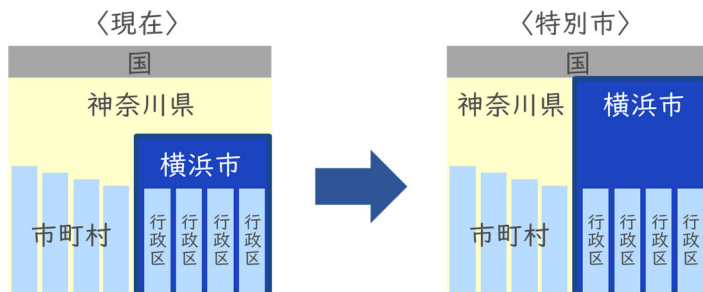
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

＜特別市のイメージ＞

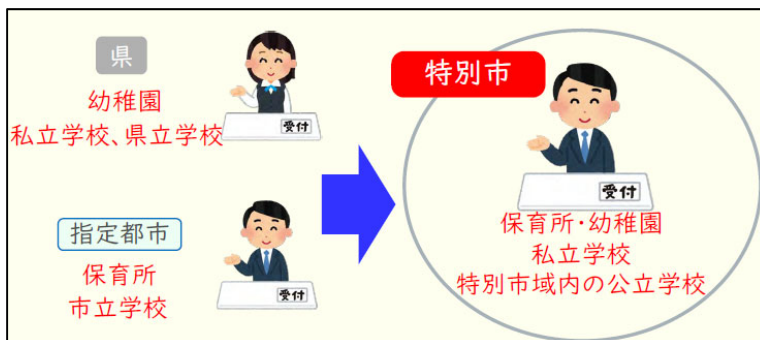


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

自治会町内会向け大都市制度研修会 申込用紙

日 時：令和5年8月23日(水) 19時開始 (18時45分開場)

場 所：旭公会堂 (旭区役所4階)

提出先：旭区市政推進課企画調整係

FAX：951-3401

メール：as-kikaku@city.yokohama.jp



～記入欄～

1 (地区連合) 自治会町内会名： _____

2 担当者名・電話番号 _____

3 参加者一覧

※ 氏名及び役職 ((地区連合) 自治会町内会における役職) をご記入ください。

※ 各地区連合自治会町内会から10～30名程度のご参加をお願いします。

※ 地区連合未加入の自治会町内会の場合は、2名を上限としご参加いただけます。

※ 参加者が30名を超える場合は、余白にご記入ください。

(例)	(氏名) 旭 太郎 (役職) ○○連合自治会 副会長	(例)	(氏名) 旭 花子 (役職) △△町内会 消費生活推進委員
1	(氏名) (役職)	2	(氏名) (役職)
3	(氏名) (役職)	4	(氏名) (役職)
5	(氏名) (役職)	6	(氏名) (役職)
7	(氏名) (役職)	8	(氏名) (役職)
9	(氏名) (役職)	10	(氏名) (役職)
11	(氏名) (役職)	12	(氏名) (役職)

(裏面あり)

13	(氏名) (役職)	14	(氏名) (役職)
15	(氏名) (役職)	16	(氏名) (役職)
17	(氏名) (役職)	18	(氏名) (役職)
19	(氏名) (役職)	20	(氏名) (役職)
21	(氏名) (役職)	22	(氏名) (役職)
23	(氏名) (役職)	24	(氏名) (役職)
25	(氏名) (役職)	26	(氏名) (役職)
27	(氏名) (役職)	28	(氏名) (役職)
29	(氏名) (役職)	30	(氏名) (役職)

4 特別市について、ご質問がある場合はご記入をお願いします。

--

西谷浄水場の再整備の進捗状況について ～相模湖系導水路の整備工事～（情報提供）

西谷浄水場では、「①耐震性が不足しているろ過池と排水池の整備」、「②水源水質の悪化に対応できる粒状活性炭処理の導入」、「③相模湖系統の水利権水量の全量処理を可能とするための処理能力増強」を目的とし、浄水処理施設と排水処理施設の再整備を進めています。（図1）

また、これに合わせて、「導水能力の増強と耐震化」を図るため、川井接合井から西谷浄水場までの新たなルートに、シールド工事で導水管の整備を進めています。（図2）

1 進捗状況

(1) 浄水処理施設

令和4年4月の契約以降、基本設計を完了するとともに、地下埋設物の調査、支障物の撤去などを実施しました。現在は、曳家工法による国登録有形文化財の移設の準備を進めています。5年度は、沈でん池の改良など、本格的に浄水処理に係る施設の整備に着手します。（写真1）

(2) 排水処理施設

3年6月の契約以降、詳細設計を完了するとともに、薬品設備の移設、既存建物の撤去、地下埋設物の調査を実施しました。現在は、場内配管の更新を進めています。5年度は、排水池や脱水機棟の新設に着手します。（写真2）

(3) 相模湖系導水路

3年4月の契約以降、詳細設計を完了したところから順次工事を進めており、現在、川井接合井の立坑築造が概ね完了に近づいています。5年度は、川井接合井の立坑から、西谷浄水場に向かってシールドマシンによる掘削を開始します。（写真3）

2 事業スケジュール（図3）

(1) 浄水処理施設

耐震化・処理能力の増強の完了時期を9年度と予定していましたが、発注当初には想定していなかった地下埋設物が見つかり、工事の支障となることが判明しました。これらの撤去のため、5か月程度の遅れが生じ、完了時期は10年度を見込んでいます。なお、粒状活性炭処理施設の完了時期は、これまでの予定どおり14年度を見込んでいます。

(2) 排水処理施設

8年度の完了を予定していましたが、土壌汚染調査の範囲が当初計画より広がったことにより、6か月程度の遅れが生じ、整備の完了時期は9年度を見込んでいます。

(3) 相模湖系導水路

8年度の完了を予定していましたが、4年9月に発生した漏水事故の影響により、6か月程度の遅れが生じ、整備の完了時期は9年度を見込んでいます。

3 地域住民への広報の取組

工事を進めるにあたっては、町内会への説明、住民説明会の開催、工事内容のお知らせの配布を行いました。加えて、デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用して、工事工程などタイムリーな情報発信を行っています（写真4）。また、5年3月には、地域住民を対象とした導水路の立坑工事の現場見学会を開催しました。

今後も、長期に渡る整備工事に対して、地域の皆さまから御理解が得られるよう、定期的な現場見学会の開催など、各種広報活動の取組を推進していきます。

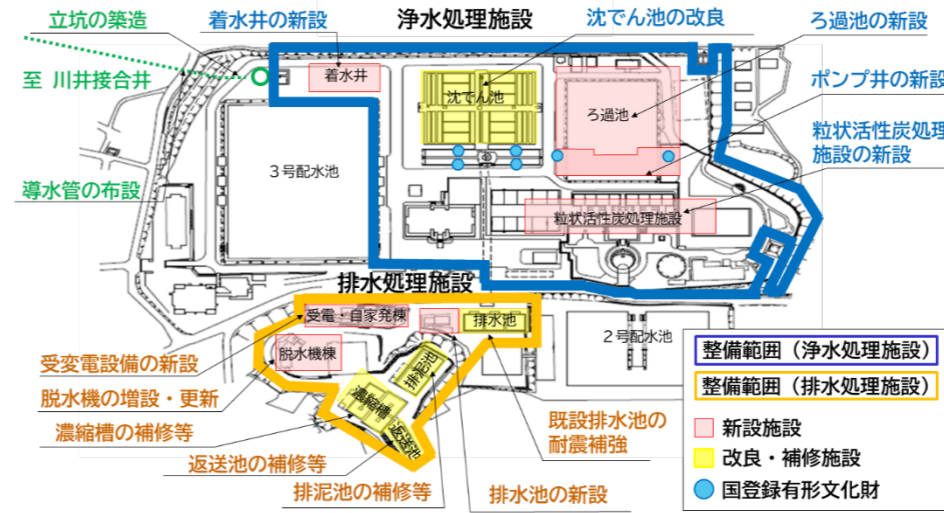


図1 西谷浄水場の整備範囲

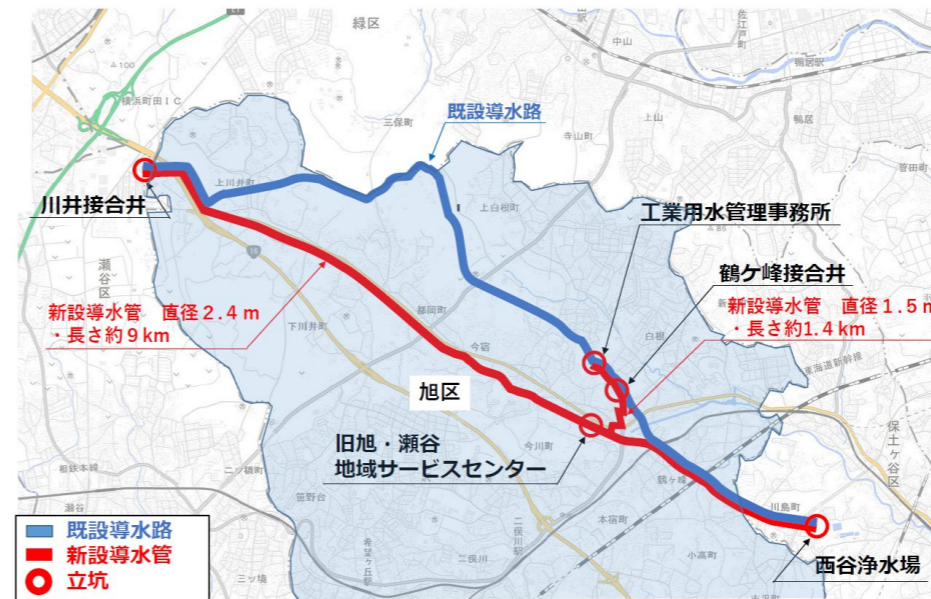


図2 相模湖系導水路の整備範囲

年度	R3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15~
浄水処理施設 (DB方式)		R4年4月契約 耐震化、処理能力の増強 R10年度完了見込						粒状活性炭処理施設 R14年度完了見込					
排水処理施設 (DBO方式)		R3年6月契約 R9年度完了見込											
相模湖系導水路 (DB方式)		R3年4月契約 R9年度完了見込											

図3 事業スケジュール（令和5年5月現在）



写真1 国登録有形文化財



写真2 排水処理施設の工事状況



写真3 シールドマシン



写真4 デジタルサイネージ（浄水場前）

令和5年6月19日

自治会町内会長 各位

旭区役所区政推進課長
(横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局)

あさひ グリーン エクスポニーゼロニーナ
「ASAHI GREEN×EXPO 2027 応援プログラム」の利用について

横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会は、区内各団体代表者など74名で構成され、GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)の認知度向上と旭区の魅力を皆様に知ってもらうことを目的として、花・緑・農をテーマとしたイベントの開催をはじめ様々な取組を展開しています。

当協議会では、地域の皆様が日頃から取り組まれている花・緑・農に親しむイベントも、GREEN×EXPO 2027を盛り上げることに繋がっていくと考え、ぜひ一緒に盛り上げていただきたいと思います。

そこで、当協議会で主催するイベントだけでなく、地域の団体等が独自の予算で実施する事業で、花・緑・農に親しめる取組を「ASAHI GREEN×EXPO 2027 応援プログラム」と位置づけ、区の広報媒体でPRする等のバックアップをさせていただきます。

ぜひ、プログラムをご利用いただき、GREEN×EXPO 2027を区全体で盛り上げていくためのご協力をお願いいたします。

1 「GREEN×EXPO 2027 応援プログラム」の例とバックアップメニュー
裏面の表をご覧ください。

2 プログラムへの申請方法等

(1) 申請書

別紙様式を区のページ(右のバーコードからアクセス可)に掲載しております。ダウンロードしてご利用ください。



※掲載ページ: 旭区トップページ> 区の紹介> 2027年国際園芸博覧会に向けた取組について

(2) 提出時期・方法

時期: 申込は、随時受け付けております。

提出先: 横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局(旭区区政推進課)

<mail:as-2027engeihaku@city.yokohama.jp FAX:045-951-3401>

次頁あり

<p>応援プログラムの一例</p>	<p>1) 2027年国際園芸博覧会の開催等を周知する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2027年国際園芸博覧会の広報イベント ・当協議会の取組の広報動画の作成 <p>2) 花や緑、農業に親しむ取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生と地域の方の花植えイベント ・親子参加の農作物収穫イベント ・生け花や寄せ植えのワークショップ
<p>協議会のバックアップメニュー</p> <p>※主催者が希望されるものを実施</p>	<p>1) 当協議会や旭区の広報媒体でイベントをPR</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンガーデンのパンフレットや協議会が発行するニュースに予告や実績を掲載 ・旭区役所のホームページやTwitter等に予告や実績を掲載 <p>2) イベントのチラシ等に「ASAHI GREEN×EXPO2027 応援プログラム」のロゴ※の使用が可能</p> <p>ただし、次の場合は使用不可</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。 2. 旭区の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。 3. 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。 4. 「あさひくん」の使用によって誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれのあるとき。 5. 「あさひくん」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。 6. 「あさひくん」の著しい変形その他使用が適当でないと認めるとき。 <p>3) 当協議会の共催名義又は後援名義の使用が可能</p> <p>条件を満たすものは当協議会の共催又は後援の名義使用が可能</p> <p>4) 当協議会での提案の場を設定</p> <p>イベント等の開催にあたり、協議会内の他の会員様の協力を必要とする場合に、協議会で提案の場を設定</p>

※「ASAHI GREEN×EXPO2027 応援プログラム」のロゴ



担当：旭区役所区政推進課
 （横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局）
 松永、長友
 電話：045-954-6027
 mail：as-2027engeihaku@city.yokohama.jp

あさひ グリーン × エクスポ ニーゼロリーナ
 「ASAHI GREEN × EXPO 2027 応援プログラム」申請書

1 イベント概要

主催者名称	
イベント名称	
開催日時	
開催場所	
内容	
対象者	
参加費	
その他	

※ イベントチラシやイメージ画像がありましたら併せてご提供ください。

2 横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会への依頼事項

応援プログラムのイベントは、当協議会がバックアップさせていただきます。次のバックアップメニューから、希望するものに を入れてください。

希望するものに <input checked="" type="checkbox"/>	協議会が行うバックアップメニュー
<input type="checkbox"/>	1) 協議会や旭区の広報媒体でイベントをPRできます 協議会が発行するニュースやイベントパンフレット、区のホームページや公式 Twitter でご紹介します。 ※掲載内容は「1 イベント概要」をもとに協議会が作成
<input type="checkbox"/>	2) イベントのチラシ等に「ASAHI GREEN×EXPO2027 応援プログラム」のロゴ*を使用できます 申込後に協議会事務局からデータをご提供します。
<input type="checkbox"/>	3) 当協議会の共催名義又は後援名義を使用できます 「横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会の名義使用承諾に関する事務取扱要領」に基づき、別途申請が必要です。 ※旭区の後援等と異なり、会場費の減免等は受けられません
<input type="checkbox"/>	4) 当協議会での提案の場を設定できます 協議会内の他の会員様の協力を必要とする場合に、協議会で提案の場を設定するなどのお手伝いをいたします。事務局にご相談ください。

提出先：横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局（旭区区政推進課）
 mail：as-2027engeihaku@city.yokohama.jp FAX：045-951-3401

令和5年6月19日

自治会町内会長 各位

旭区区政推進課長

「SDGsあさひくん」イラストのお知らせ 及び「旭区SDGs月間」へのエントリーのご案内について

1 「SDGsあさひくん」イラストについて

旭区では、区民の皆さまがSDGsを身近に感じ、行動していただくきっかけとするため、SDGsの普及啓発に取り組んでいます。

このたび、旭区での取組を盛り上げていくため、「SDGsあさひくん」のイラストを作成しました。

自治会町内会の日頃の活動は、多くがSDGsの目標達成につながっていますので、活動の啓発などに、ぜひご活用をお願いします。

【SDGsあさひくん】



SDGs(持続可能な開発目標)とは…

- 2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。
- 17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」を理念に掲げています。
- SDGsあさひくんのイラストでは、17の目標を、旭区の花である17色のあさがおで表現しています。

◆イラストの利用にあたっては、旭区地域振興課への申請が必要です。手続き方法などは、ホームページをご確認ください。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/shokai/gaiyo/mascot/asahikun2.html>



裏面あり

2 「旭区SDGs月間」へのエントリーのご案内

4月の区連会にてご案内いたしました。現在、旭区SDGs月間へのエントリー行事を募集中です。(7月14日(金)まで)

昨年度も、各自治会町内会の皆さまから、様々な行事をエントリーしていただき、ありがとうございました。

今年もぜひ、多くのエントリーお待ちしております!



【エントリー行事募集要領 抜粋】

1 令和5年度「旭区SDGs月間」について

◆期間 令和5年9月・10月の2か月間 (9月25日はSDGsが国連で採択された日です。)

◆エントリーの対象

期間中に、旭区内で実施する、SDGsの目標達成につながる行事・イベント・活動

※定例的な活動でも、9・10月に実施日があれば対象です。

※参加者を募集する行事だけでなく、団体内部で実施するイベント・活動も対象になります。(例：ごみ拾い、SDGs勉強会、環境学習)

【参考】
昨年エントリー
行事一覧 ▼



2 エントリー方法など

○エントリー期間

令和5年4月18日(火) から
7月14日(金) まで

○エントリー資格

団体(自治会、学校、会社、サークルなど、
2人以上のグループ)

○方法 次の①・②のどちらか

- ① 横浜市電子申請・届出システムから申請
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/07cfa363-5be0-4787-9eb8-5b39a31fd171/start>
- ② ①が難しい場合は、Eメール・FAX等で、下記までお問合せください(登録用紙をお送りします)。

エントリーは
こちら ▶



または

旭区SDGs月間 検索

※注意事項など詳細は、4月に配布したチラシ 裏面の「募集要領」をご確認ください。

(担当) 区政推進課企画調整係 松永、小山田
電話 045-954-6027 FAX 045-951-3401
メール as-kikaku@city.yokohama.jp

「こども・交通事故データマップ」を公開しています

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップ(マイマップ機能)で確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開しています。

子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れている Google マップ(マイマップ機能)をベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」しています。

スクールゾーン対策協議会の皆様や地域の方々、保護者の皆様も、ぜひ、通学路の安全点検や日頃の交通安全活動などで、ご活用ください。

【掲載イメージ】



こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

マップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

ご利用にあたって

- ・ 「小学生関係事故」、「中学生関係事故」の2つに区分しています。
- ・ 年・区分ごとに表示と非表示を切り替えることができます。
- ・ 交通事故の概要の「当事者種別」の表示順は、過失の重さの順番ではありません。
- ・ マップの操作方法は、お手持ちの端末及び OS によって異なります。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

▼二次元コードはこちら

【公開先 URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo tsugakuro.html>

横浜市 交通安全 検索



【参考】「こども・交通事故データマップ」の操作方法(スマートフォン版)

【iOS 版】

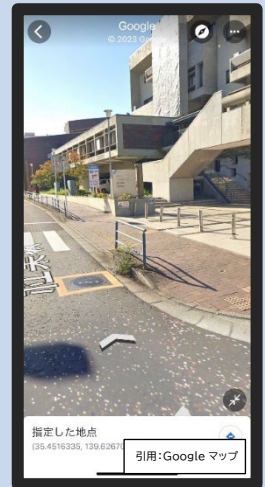
1 「こども・交通事故データマップ」へアクセス



2 指で画面を拡大し、確認したい箇所をタッチ



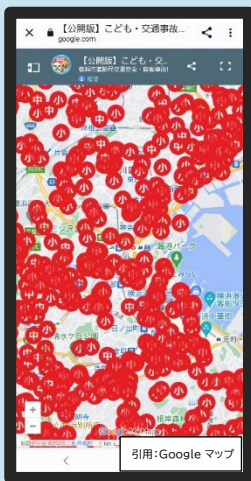
3  部分をタッチして Google ストリートビューを表示



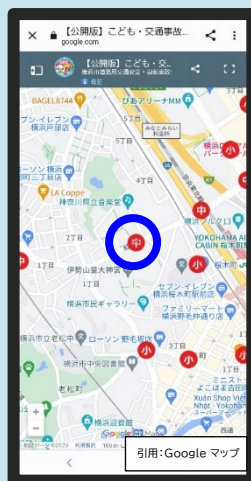
※Google マップのアプリをインストールしている場合


【Android 版】

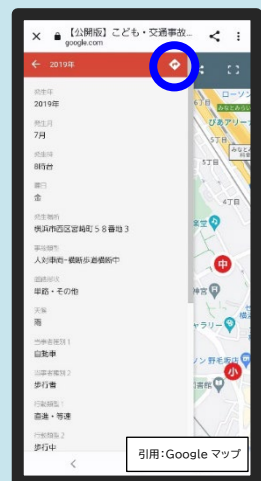
1 「こども・交通事故データマップ」へアクセス




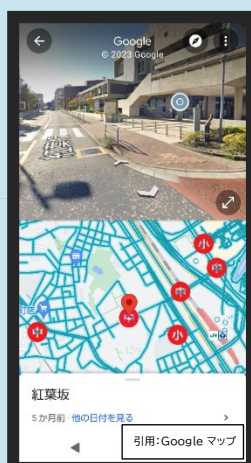
2 指で画面を拡大し、確認したい箇所をタッチ



3  をタッチして、Google マップを表示



4  部分をタッチして Google ストリートビューを表示



※こども・交通事故データマップ(Google マイマップ)の操作方法や表示は、使用する端末や OS により異なりますので、ご了承ください。

区連会 資料 3-7

旭地振第 428 号

令和 5 年 6 月 19 日

旭区地球温暖化対策・3R 夢推進協議会
旭区連合自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰 受賞候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、旭区美化・リサイクル運動に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰について、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体に対し表彰を行います。今年度は 9 月 27 日（水）のあさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）の場にて表彰を実施いたします。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、表彰要綱に基づき、候補対象者がいる場合には御推薦くださるようお願い申し上げます。

なお、環境事業推進委員の活動による表彰は別途ございますので、本表彰の対象外とさせていただきますので、御了承ください。

- 1 提出期限 令和 5 年 7 月 28 日（金）
各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は 7 月 17 日（月）としております。
- 2 送付先 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-4-12
旭区役所地域振興課資源化推進担当 石澤・五十嵐
TEL 954-6096 FAX 955-3341
メールアドレス：as-chishin@city.yokohama.jp

※ 要綱により推薦者は旭区地球温暖化対策・3R 夢推進協議会役員と定められておりますので、推薦者は必ず地区連長名になります。そのため、連合未加入の自治会町内会から推薦の御相談がありましたら、御対応をお願いいたします。

推 薦 書

令和5年 月 日

旭区地球温暖化対策・3R夢推進協議会会長

連合自治会町内会名 _____
(推薦者)
連合自治会町内会会長名 _____

次の者を、旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰の受賞候補者として推薦します。

ふりがな 氏名 (団体名)					
住 所 (所在地)	電 話 ()				
生年月日	年 月 日 (歳)				
職 業		勤務先			
団体の場合	代表者氏名 計 人				
功績区分	(1) 清 掃	(2) リサイクル	(3) 広 報 (4) 花いっぱい・緑化	(5) 寄 付	(6) その他
過去に受けた表彰等					
推 薦 理 由					

旭区美化・リサイクル運動推進活動実績報告書

活動開始時期	年 月頃から
活動頻度	月 回位 週
活動場所	
活動内容 (具体的に記入 願います。)	
その他	

旭地振第 428 号
令和5年6月19日

自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰
受賞候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、旭区美化・リサイクル運動に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰について、美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人または団体に対し表彰を行います。今年度は9月27日（水）のあさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）の場にて表彰を実施いたします。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、表彰要綱に基づき、候補対象者がいる場合には御推薦くださるようお願い申し上げます。

なお、環境事業推進委員の活動による表彰は別途ございますので、本表彰の対象外とさせていただきますので、御了承ください。

1 推薦書提出方法

自治会町内会長様から各連自治会町内会長様へ推薦書を御提出ください。

その後、連自治会町内会長様に取りまとめのうえ、令和5年7月28日（金）までに地域振興課へ御提出いただくこととしております。

2 提出期限

令和5年7月17日（月）

※ 要綱により推薦者は旭区地球温暖化対策・3R夢推進協議会役員（連自治会町内会長）と定められております。そのため、連合未加入である自治会町内会の皆様の推薦につきましては、近隣の連自治会町内会長へ御相談ください。

旭区役所地域振興課資源化推進担当 石澤・五十嵐
TEL 954-6096 FAX 955-3341

推 薦 書

※連合自治会町内会会長からの
推薦でないと受付できません
ので、ご注意ください。

令和5年 月 日

旭区地球温暖化対策・3R夢推進協議会会長

連合自治会町内会名 _____
(推薦者)
連合自治会町内会会長名 _____

次の者を、旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰の受賞候補者として推薦します。

住 所 (所在地)	電 話 ()				
生年月日	年 月 日 (歳)				
職 業		勤務先			
団体の場合	代表者氏名 計 人				
功績区分	(1) 清 掃	(2) リサイクル	(3) 広 報 (4) 花いっぱい・緑化	(5) 寄 付	(6) その他
過去に受けた表彰等					
推 薦 理 由					

旭区美化・リサイクル運動推進活動実績報告書

活動開始時期	年 月頃から
活動頻度	月 回数 週
活動場所	
活動内容 (具体的に記入 願います。)	
その他	

旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰要綱

(目的)

第1条 この表彰は、旭区内において、旭区美化・リサイクル運動の推進に功労のあった個人及び団体を表彰し、本運動の一層の強化を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 次の各号の一に該当するもので、その業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体

- (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な貢献が認められるもの。
(清掃)
- (2) ごみの減量化・資源化(リサイクル)の推進に寄与したもの。
(リサイクル)
- (3) 指導、啓発、広報活動等に尽力し、本運動の思想普及に多大な貢献が認められるもの。
(広報)
- (4) 花いっぱい活動及び緑化活動に尽力し、多大な成果をあげたもの。(花いっぱい、緑化)
- (5) 資材、物品、施設等を寄付し、本運動の推進に寄与したもの。
(寄付)
- (6) その他、旭区美化・リサイクル運動の推進に寄与したもの。
(その他)

(表彰基準)

第3条 個人及び団体の表彰基準は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第2条の(1)から(4)まで及び(6)については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。
- (2) 要綱第2条(5)については、5万円相当以上の資材、物品等の寄付をしたもの。
- (3) 要綱第2条における表彰対象の業績または功労が、10年以上の場合は永年表彰の対象とすることができる。
- (4) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うものは、対象者となることができない。

(推薦及び決定)

第4条 旭区地球温暖化対策・3R夢推進協議会(以下「協議会」という。)構成員が会長あてに推薦し、表彰の決定は、協議会役員に諮り会長がこれを決定する。ただし、会長が必要に応じて推薦し、旭区長と協議の上、決定することもできる。

(表彰)

第5条 表彰は、会長及び旭区長の連名による表彰状を授与し、これを行う。ただし、合わせて記念品を授与することもできる。

(表彰時期)

第6条 表彰は、原則として年1回、協議会総会の席上において行う。

(事務局)

第7条 本表彰にかかる事務は、旭区総務部地域振興課資源化推進担当が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

- この要綱は、平成9年6月19日から施行する。
- この要綱は、平成13年5月31日から施行する。
- この要綱は、平成16年6月3日から施行する。
- この要綱は、平成20年3月31日から施行する。
- この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

旭区美化・リサイクル運動推進功労者（団体）表彰基準

旭区美化・リサイクル運動推進功労者及び功労団体表彰要綱（以下「要綱」という。）による表彰基準は次のとおりとする。

- 1 要綱第2条に定める対象者は、次の基準に該当する個人または団体とする。
 - (1) (1) から (4) まで及び (6) については、原則としてその活動が3年以上継続しているもの。
 - (2) (5) については、5万円以上の金品の寄付のあったもの。
- 2 次に該当するものは、要綱第2条に定める対象者となることができない。
 - (1) 過去にヨコハマさわやか運動推進功労者（団体）区長表彰及び本表彰を受けたもの。
 - (2) 過去に同一の業績または功労により、環境大臣、神奈川県知事、神奈川県横浜地区行政センター所長及び横浜市長のいずれかの表彰を受けたもの。
 - (3) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの。

区連会 資料 3-8

旭地振第 411 号
令和 5 年 6 月 19 日

地区連合自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和 5 年度旭区安全安心功労者区長表彰候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より地域における安全安心の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、旭区では、安全安心の一層の強化を図るため、区内において防犯・交通安全・防災に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体に対し、旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱に基づき区長表彰を行っています。

今年度も、要綱に基づき防犯・交通安全・防災の部において功労のあった個人及び団体に対して、9月27日（水）のあさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）の場にて表彰を実施する予定です。

つきましては、別紙表彰要綱及び基準に基づき、防犯部門・防災部門・交通安全部門の表彰候補者の推薦について、添付の推薦書により推薦をお願いいたします。

1 推薦書提出期日

令和 5 年 7 月 28 日（金）

※ 各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は 7 月 17 日（月）としております。

2 推薦書提出先

〒241-0022

旭区鶴ヶ峰 1-4-12

旭区地域振興課地域活動係 担当：樋口

メール：as-chishin@city.yokohama.jp

FAX：955-3341

※ 要綱により推薦者は旭区安全安心対策協議会会員と定められていますので、推薦者は必ず地区連合自治会町内会長になります。そのため、連合未加入の自治会町内会から推薦の御相談がありましたら、御対応をお願いします。

※ 交通安全部門については、別途、（一財）旭区交通安全協会からも推薦されます。また、表彰に際しては「旭交通安全協会長の表彰を受けている」「過去 3 年以内に交通事故・違反等により処分を受けていない」といった基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。

担当：（防犯・交通の部）旭区役所地域振興課地域活動係（窓口 21 番）

渋谷・石澤・樋口・遠藤 TEL 954-6091

（防災の部）旭区役所総務課庶務係（窓口 24 番）

日向・酒井・松浦・水澤 TEL 954-6007

旭地振第 411 号
令和 5 年 6 月 19 日

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和 5 年度旭区安全安心功労者区長表彰候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より地域における安全安心の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、旭区では、安全安心の一層の強化を図るため、区内において防犯・交通安全・防災に寄与する活動の推進に功労のあった個人及び団体に対し、旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱に基づき区長表彰を行っています。

今年度も、要綱に基づき防犯・交通安全・防災の部において功労のあった個人及び団体に対して、9月27日（水）のあさひ安全安心フェア（会場：旭公会堂）の場にて表彰を実施する予定です。

つきましては、別紙表彰要綱及び基準に基づき、防犯部門・防災部門・交通安全部門の表彰候補者の推薦について、添付の推薦書により推薦をお願いいたします。

1 推薦書提出方法

自治会町内会長様から各連自治会町内会長様へ推薦書を御提出ください。その後、各連自治会町内会長様が取りまとめのうえ、旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

2 提出期限

令和 5 年 7 月 17 日（月）

※ 要綱により推薦者は旭区安全安心対策協議会会員（連自治会町内会長）と定められています。そのため、連合未加入の自治会町内会の皆様の推薦にあたっては、近隣の連自治会町内会長様へ御相談ください。

※ 交通安全部門の表彰に際しては「旭交通安全協会長の表彰を受けている」「過去 3 年以内に交通事故・違反等により処分を受けていない」といった基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。

担当：（防犯・交通の部）旭区役所地域振興課地域活動係（窓口 21 番）

渋谷・石澤・樋口・遠藤 TEL 9 5 4 - 6 0 9 1

（防災の部）旭区役所総務課庶務係（窓口 24 番）

日向・酒井・松浦・水澤 TEL 9 5 4 - 6 0 0 7

推 薦 書

(個 人 用)

年 月 日

旭 区 長

(推薦者職氏名)

連 合 自 治 会 町 内 会 名 _____

連 合 自 治 会 町 内 会 長 名 _____

旭区安全安心功労者として、次のとおり推薦します。

活動部門	防 犯 ・ 交 通 安 全 ・ 防 災		
フリガナ 氏 名	明治 大正 年 月 日生 昭和 平成		年 齢
			才
住 所	区	職業	現在の役職
	Tel ()		
表彰歴	表 彰 区 分	表 彰 年 月 日	功 績 内 容
活動期間	昭和 ・ 平成 年 月 頃 から		
活動区分	表彰基準 (1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 ()		
功労の概要			

推 薦 書

(団 体 用)

年 月 日

旭 区 長

(推薦者職氏名)

連 合 自 治 会 町 内 会 名 _____

連 合 自 治 会 町 内 会 長 名 _____

旭区安全安心功労団体として、次のとおり推薦します。

活動部門	防 犯 ・ 交通安全 ・ 防 災		
フリガナ 団体名			
代表者名	構 成	男 人	女 人 計 人
所在地	旭 区 Tel ()		
表彰歴	表 彰 区 分	表 彰 年 月 日	功 績 内 容
活動期間	昭 和 ・ 平 成 年 月 頃 从 来		
活動区分	表彰基準 (1) 広報啓発・教育・訓練・街頭活動等 (2) 発明・調査・研究 (3) 寄付 (4) その他 ()		
功労の概要			

旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱

制 定 平成22年6月22日 旭地振第416号（旭区長決裁）

最近改正 平成30年12月1日 旭地振第1123号（旭区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、旭区内において防犯・交通安全・防災活動（以下「安全安心活動」という。）の推進に功労のあった個人または団体を表彰し、もって安全安心活動の一層の強化を図ることを目的とする、旭区安全安心功労者区長表彰（以下「表彰」という。）に関して、必要な事項を定める。

（表彰の部門）

第2条 表彰の部門として、防犯の部、交通安全の部、防災の部を設ける。

（表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、旭区内の安全安心活動の推進において、次の各号のいずれかに該当する、業績または功労が特に顕著で、他の範とするに足る個人及び団体とする。

- （1）広報啓発、教育、訓練、街頭活動等に尽力し、安全安心なまちづくりに多大な貢献が認められるもの
- （2）安全安心活動において優れた発明、調査、研究に尽力し、功績があったもの
- （3）資材、物品、施設等を寄付し、安全安心活動の推進に寄与したもの
- （4）その他、安全安心活動の推進に寄与したもの

2 表彰の対象に関する詳細な基準については、別に定める。

（表彰候補者の推薦）

第4条 旭区安全・安心対策協議会（以下「協議会」という。）は、第3条の条件を満たす個人及び団体を、被表彰候補者として旭区長に推薦することができる。

（被表彰者の決定）

第5条 旭区長は、前条により推薦された被表彰候補者について、審査を行った上で、被表彰者を決定するものとする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、旭区長からの表彰状等の授与をもって、これを行うものとする。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

（実施細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

(旭区交通安全功労者区長表彰要綱の廃止)

- 2 旭区交通安全功労者区長表彰要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

(旭区防犯功労者区長表彰実施要綱の廃止)

- 3 旭区防犯功労者区長表彰実施要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

旭区安全安心功労者区長表彰基準

制 定 平成22年6月22日
旭地振第416号（旭区長決裁）

旭区安全安心功労者区長表彰実施要綱（平成22年6月22日旭地振第416号、以下「要綱」という。）における表彰基準は次のとおりとする。

- 1 要綱第3条に定める対象者は、次の基準に該当する個人または団体とする。
 - （1）第1号については、原則としてその活動が3年以上継続的に行われているもの
 - （2）第2号については、警察署等専門機関の評価を得られたもの
 - （3）第3号については、5万円以上の金品の寄付のあったもの
 - （4）交通安全の部においては、原則として旭交通安全協会長の表彰を受けたもの

- 2 次に該当するものは、原則として要綱第3条に定める対象者となることができない。
 - （1）過去に同一の業績または功労により、本表彰を受けたもの
 - （2）過去に同一の業績または功労により、神奈川県知事、神奈川県警察本部長、神奈川県交通安全協会長、神奈川県防犯協会連合会長、横浜市長、横浜市交通安全協会長、横浜市防犯協会連合会長のいずれかの表彰を受けたもの
 - （3）本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的または職務として行うもの
 - （4）交通安全の部にあつては、過去3年以内に自己の責任による交通事故、交通違反により、刑事処分、行政処分または交通反則通告処分を受けたことのあるもの
 - （5）防犯の部にあつては、過去3年以内に犯罪をおかし、刑事処分、行政処分を受けたことのあるもの

区連会 資料 4-1

令和5年6月19日

各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会
会長 権藤 由紀子
旭保護司会
会長 小松 康夫
旭区更生保護女性会
会長 峰松 雅子

第73回“社会を明るくする運動”実施に伴うポスター掲示について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より青少年の非行防止並びに更生保護の諸活動について、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も7月1日から全国一斉に“社会を明るくする運動”が実施されます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、地域における本運動への理解を深めるため、掲示板へのポスター掲示にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、7月14日（金）15時30分～区内3駅（希望ヶ丘駅、二俣川駅、鶴ヶ峰駅）の駅頭において、啓発キャンペーンを実施する予定です。

◆掲示期間 令和5年7月1日～7月31日
（本運動強調月間）

◆枚 数 各自治会町内会 掲示板数

【問合せ先】

旭区社会福祉協議会（担当：千葉）
電話：392-1123 / FAX：392-022

一人になるのが嫌だった。
孤立するのが怖かった。
誰かといないと、不安に押しつぶされそうで。

仲間たちに誘われた時、断れなかった。
自分にとっては唯一で、大切なものだったから、
歪な繋がりにつきりついた。

この街に帰ってきて一年。
色んな人に囲まれて、いま、自分は働いている。

元気がないと気づいてくれる食堂のおばちゃん。
失敗を笑い飛ばしてくれる先輩。
仕事の楽しさも厳しさも教えてくれる社長。
自分が罪を犯しても、見捨てなかった幼馴染。

たくさんの顔が思い浮かぶ。
それにすごく、嬉しくなった。

一人でなんでもできるようになることだけが
自立じゃない。
困ったら、誰かを頼ったっていい。

さちんと一人、でも孤独じゃない。

#生きづらさを
生きていく。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ
第73回 社会を明るくする運動

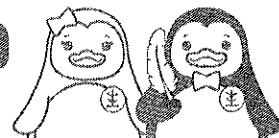
更生保護法人 日本更生保護協会・更生保護法人 全国保護司連盟

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・
再犯防止啓発月間です。

更生ペンギンの
りうちゅん 更生ペンギンの
おごちゅん

社明 しゃめい

🔍 検索



区連会 6月定例会資料
令和5年6月19日
健康福祉局ひきこもり支援課

各自治会町内会長 様

健康福祉局ひきこもり支援課長

「ひきこもり相談専用ダイヤル」チラシの掲示について

ひきこもりでお悩みのご本人やそのご家族からの相談をお受けする「ひきこもり相談専用ダイヤル」を、より多くの方に知っていただくため、掲示板にチラシの掲示をお願いします。

- 1 チラシのサイズ
A4片面1枚

- 2 ひきこもり相談専用ダイヤルの概要

「この先どうなるんだろう…」 「家族としてどうしたらよいのか分からない」
今のお困りごとや未来の不安ごとなど、悩んでいるお気持ち・状況を丁寧にお聞きします。

- (1) 電話番号

045-752-8400

- (2) 対象となる方

横浜市内在住のひきこもり状態にあるご本人やそのご家族など。
(年齢は問いません)

- (3) 相談受付時間

月曜日～金曜日 9時～12時／13時～17時 (祝日・年末年始を除く)

担当 健康福祉局ひきこもり支援課 長谷川、板倉
電話 045-752-8463
FAX 045-664-0403
E-mail kf-hkshien@city.yokohama.jp

誰にでも起こりうることで特別なことではありません

ひきこもりの悩みを
お話ししてみませんか？

ホームページへの
リンクはこちら▼



045-752-8400

ひきこもり相談専用ダイヤル

月～金曜 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

無料

秘密
厳守

匿名
OK

年齢
不問

一緒に考えてくれる人が
いるのは心強いです

情報をもらったので
助かりました

自分だけじゃない、
と気がつけました

気持ちをきいてもらえて
心が少し楽になりました

自治会町内会 各位

旭区地域振興課長

第32回横浜旭ジャズまつり開催チラシの自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

旭区におきましては、文化芸術面からの盛り上げを創出するため、区民の皆様とともに数多くの事業を実施しています。

その一つである「横浜旭ジャズまつり」は、本年8月に第32回目を開催することとなりました。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

1 事業概要

(1) 開催日時・場所

令和5年8月27日（日）11時40分～20時30分（開場11時20分）
こども自然公園 野球場

(2) 主催

旭ジャズまつり実行委員会（実行委員長：高梨 昌芳）

(3) 共催

旭区文化振興会、旭区役所

(4) 協賛

タカナシ乳業株式会社、相鉄グループ ほか

2 掲出期間等

令和5年8月27日（日）まで A4チラシ1部（表面のみ掲示をお願いいたします。）

3 掲出場所

各自治会町内会の掲示板

4 添付資料

横浜旭ジャズまつりチラシ

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係
真栄田、小林（954-6094）

'23 **横浜** 旭ジャズまつり

YOKOHAMA SWING EMOTION VOL.32

★プロステージ 15:30~20:30

司会 渡邊恭士(旭ジャズまつり実行委員)

オープニングアクト 11:40~

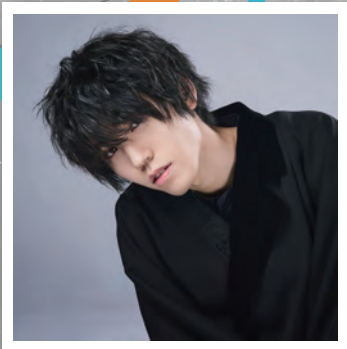
●ハツ橋幼稚園マーチングバンド

アマチュアステージ 12:00~14:50

●東京デンキブラン ●SMASH(正則学園) ●Blue Lagoon

●Lee Sarah Special Big Band ●High-Spec Big Band

●有隣堂ミュージックスクール ビッグバンド「HIYOSHI JAZZ ORCHESTRA」



★けいちゃん (p)



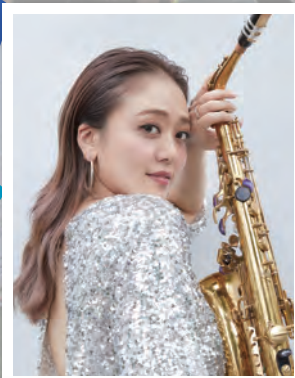
★渡辺真知子 (vo)
with Kamome Flyers

石塚まみ (p&cho)
コモブチキイチロウ (b&cho)
加納樹麻 (ds)
馬場孝喜 (g)



★田辺充邦 (g) カルテット
with 矢崎恵理 (vo)
special guest TOKU (vo.fh)

中嶋錠二 (p) 大塚義将 (b) 利光玲奈 (ds)



★"あみみくせんり"

中園亜美 (sax)

X

米澤美玖 (sax)

X

川口千里 (ds)

小川悦司 (g) 田中晋吾 (b) 安部潤 (key)

8月27日 日

開場 11:20 開演 11:40 雨天決行
子ども自然公園 野球場(二俣川・大池)
 相鉄線二俣川駅南口下車徒歩15分 ※お車でのご来場はご遠慮下さい

■入場料 前売 4,000円 当日 5,000円
 学割 2,000円 (当日券のみ 要学生証)
 ※中学生以下無料 (要保護者同伴)

■販売所 相鉄線駅売店/セブンイレブン(セブンコード:101-236)
 /ローソン(Lコード:75033)/ファミリーマート(イーチケ)
 旭ジャズHPでも発売中 (<https://asahijazz.net/ticket/>)



■主催/旭ジャズまつり実行委員会 ■共催/旭区文化振興会 旭区役所 ■協賛/タカナシ乳業(株) 相鉄グループ
 ■協力/(公財)横浜市緑の協会 池田ピアノ運送(株) 北沢建設(株) 横浜市旭区民文化センターサンハート YCV(横浜ケーブルビジョン(株)) (特非)子ども自然公園どろんこクラブ ■後援/(公財)横浜市芸術文化振興財団 横浜商工会議所西部支部 (一社)横浜青年会議所 (公社)保土ヶ谷法人会 旭区観光協会 横浜西部工業会 (一社)横浜市旭区医師会 旭料飲喫茶事業組合 横浜旭ロータリークラブ (福)横浜市旭区社会福祉協議会 旭区更生保護協会 旭区連合自治会町内会連絡協議会 旭区青少年指導員連絡協議会 旭区子ども会育成連絡協議会 旭区スポーツ推進委員連絡協議会 旭区老人クラブ連合会 (一社)横浜JAZZ協会 FMヨコハマ FMやまと77.7MHz 神奈川新聞社 横浜タウンニュース社 NHK横浜放送局 t v k (順不同) ■協賛イベント/横浜 JAZZ PROMENADE 2022
 ■お問い合わせ/旭ジャズまつり実行委員会連絡事務所 TEL・FAX(045)304-9000 <https://asahijazz.net/> 旭区役所 地域振興課 生涯学習支援係 TEL(045)954-6094

自治会町内会 各位

旭区地域振興課長

旭区共催文化イベントに係る開催チラシの 自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

旭区におきましては、文化芸術面からの盛り上げを創出するため、区民の皆様とともに数多くの事業を実施しています。

この度、「旭区おやこまつり」及び「おひさまファミリーコンサート」を下記のとおり開催いたします。どちらも小さなお子様のいるご家庭でも、家族で楽しめる内容となっております。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会の掲示板へのチラシ掲出について御協力をお願いいたします。

1 イベント概要

(1) 第26回旭区おやこまつり～らんま先生の eco サイエンスステージ～

- ・開催日時、場所
令和5年8月20日（日）13時30分から
旭公会堂（旭区役所4階）
- ・主催
旭区おやこまつり実行委員会

(2) おひさまファミリーコンサート 2023

- ・開催日時、場所
令和5年8月27日（日）14時30分から
旭公会堂（旭区役所4階）
- ・主催
サニーmama ダンスサークル

2 掲出期間等

- (1) 第26回旭区おやこまつり 令和5年8月20日（日）まで
- (2) おひさまファミリーコンサート 2023 令和5年8月27日（日）まで

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係
真栄田、松本（954-6094）

第26回旭区おやこまつり



らんま先生の

eco

サイエンスステージ



環境パフォーマーらんま先生による
「知って! 学べて! 楽しめる!」ステージ。
夏休みの自由研究にもピッタリ!!
科学風船のプレゼントあり!

2023.8.20 (SUN)

13:30開演 (12:30開場)

旭公会堂

相鉄本線鶴ヶ峰駅下車 徒歩7分
旭区総合庁舎4F



前売 1人券 1500円 (3歳以上同一料金)
ファミリー券 2500円

当日 1人券 1800円 (3歳以上同一料金)
ファミリー券 3000円

※ファミリー券は子ども (3歳~中学3年生) 1名と大人1名のセット券になります。
※保護者1名とお子様2名の場合は、ファミリー券と1人券1枚をお求めください。

プロモーションビデオ
公開中

チケット販売所

旭区役所地下売店

市内おやこ劇場事務所

7月1日より販売開始

オンライン申し込み

Peatix (<https://26oyakomaturi.peatix.com>)

※オンライン決済はシステム手数料200~250円を別途申し受けます。



ギネス認定!
世界一の大型空気砲!



◆主催:旭区おやこまつり実行委員会
◆共催:旭区地域文化振興会/旭区役所
◆後援:NPO法人横浜こどものひろば/横浜こし・おやこ劇場

お問い合わせ

旭区おやこまつり実行委員会 (横浜にし・おやこ劇場事務局内)
横浜市中区野毛町2-90 桜木町スカイハイ302号
TEL (090) 9850-2238
Mail: yokohamanisioyako@gmail.com

おひさまファミリー コンサート2023

旭公会堂 *旭区役所4F

開演 14:30 / 終演 15:30

(マルシェ11:00~OPEN!!)

対象：乳幼児と保護者

料金：おとな800円

こども500円

*2才以下は無料♪

2023年
8月27日
(日)

わくわく☆ドキドキがいっぱい!!

みんなが楽しめる

音楽バラエティショーです♪

バレエアート
パフォーマンス

歌のおねえさんの
楽しいおうた

★ 生演奏で
リズムあそび♪

手遊び&
ダンス

同時開催!!

『おひさまるしえ』

今年はロビーでマルシェをやるよ♪
かわいい手作り雑貨やワークショップ、
軽食の販売など

11時からオープン!!

開演前から

楽しんでね。

😊❤

いっしょにあそぼう!!

あ~したてんきに
な~あれ。☺

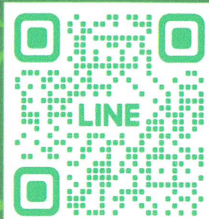
あさひくんも
登場するよ!!

旭区マスコットキャラクター
あさひくん



【要予約】

* 観覧希望の方はLINEで
簡単予約をお願いします。



<https://lin.ee/p6a8z4u>

①上のQRコードからLINEのおひさまファミリーコンサート2023公式アカウントをお友達登録→

②「予約」と送信→

③迷われてきたフォームに必要な事項を書いて予約完了!!

* 料金は当日受付で清算します。

* LINE未使用の方はメール(下記)までご連絡下さい。

* 定員になり次第締め切りになります。

【主催】 サニーmamaダンスサークル 【共催】 旭区役所

【後援】 77.7 FM YAMATO
77.7MHz <http://www.fmyamato.co.jp/>

【お問い合わせ】 sunnymama.dance.circle@gmail.com

令和5年度 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

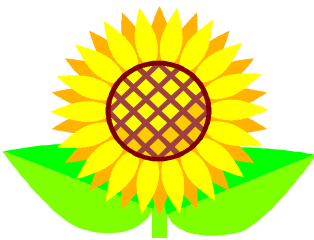
令和5年7月11日（火）～7月20日（木）の10日間

スローガン

交通ルールを守って 夏を楽しく安全に

重 点

- 1 過労運転・無謀運転の防止
- 2 子どもと高齢者の交通事故防止
- 3 自転車の交通事故防止
- 4 二輪車の交通事故防止



◇◇◇令和4年中市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	7,492件	-391	-5.0%	38人	+2	+5.6%	8,483人	-514	-5.7%
神奈川県	21,098件	-562	-2.6%	113人	-29	-20.4%	24,382人	-680	-2.7%

■子どもの人身交通事故

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	485件	-66	-12.0%	1人	-2	-66.7%	520人	-50	-8.8%

■高齢者の人身交通事故

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	2,471件	-150	-5.7%	15人	-3	-16.7%	1,291人	-114	-8.1%

■自転車乗車中の人身交通事故

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	1,734件	-7	-0.4%	4人	0	0.0%	1,653人	+14	+0.9%

■二輪車乗車中の人身交通事故

	件 数		死者数			負傷者数			
	前年比	増減率	前年比	増減率	前年比	増減率			
横浜市	2,417件	-121	-4.8%	12人	+1	+9.1%	2,168人	-105	-4.6%

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し、取締りを強化します。
- 2 自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨してTSマークの普及に努めます。
- 3 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 4 夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室や高齢運転者に対する運転講習会などの交通安全教育を推進します。
- 5 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 6 自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、講習対象となる自転車利用者に対して講習の実施を通じて、安全な運転行動を促します。
- 7 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した事故防止活動を推進します。
- 8 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育関係

- 1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 2 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 3 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。
- 4 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 5 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 6 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323